

四日市北警察署協議会議事録

令和7年度第4回四日市北警察署協議会	
日時 場所	令和8年2月19日（木）午後3時～午後5時 四日市北警察署4階訓授室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 8名 伊藤眞郷委員、假屋祐貴委員、齊藤握司委員、鈴木久敏委員、橋本茂委員、瀨浦泉委員、早川美鈴委員、水谷弘恵委員</p> <p>2 警察署 11名 署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶 2 管内治安情勢等 3 道路交通法改正について 4 協議内容</p> <p>(1) 自転車の交通違反について <委員> 毎朝、交通指導で立っているが、自転車の交通違反をよく見掛けるので、しっかりやっていただけるとありがたい。 【交通課長】 承知した。</p> <p>(2) 交通安全教育について <委員> 子供たちへの交通安全教育について、例えば、小学校卒業時とか中学校卒業時に、警察が学校と連携して、交通安全教室を開催してもらいたい。 【交通課長】 直近では、川越高等学校において、交通安全教室を開催予定である。企業でも学校でも、依頼があれば、基本的に交通安全教室を開催するようにしている。</p> <p>(3) 情報発信について <委員> 今回説明してもらった道路交通法改正について、テレビや新聞で報道されているのを見掛けるが、高校生の子供はテレビを見ないことが多い。SNS等で情報発信したり、交通安全教室を義務化するなど、様々な人に浸透させるための方法を考えてほしい。 【交通課長】 情報発信の一つとして先日、北勢地区にある高等学校の生徒指導担当の先生が集まる機会があったので、その場に出席し、道路交通法改正に関する資料を渡し、生徒への周知を依頼した。今後も、周知の方法を検討していく。</p> <p>(4) 自転車の歩道走行について <委員> 自転車運転手が、やむを得ず歩道を走行する時、例えば、道路の両側に歩道がある場合、進行方向とは反対の歩道を走行したら逆走になるのか。また、道路の片側にしか歩道がない場合、双方から自転車が走行してくることになるが、逆走</p>	

になるのか。

【交通課長】 自転車は車道の左側を走行しなければならないが、歩道は車道ではないので、逆走にはならない。ただ、自転車が歩道を走行する場合、歩行者の邪魔になる場合は、一時停止する義務がある。

(5) 自転車の交通違反について

<委員> 自転車のながらスマホについて、例えば、スマホホルダーに固定してナビを見た場合、違反になるのか。

【交通課長】 自転車で走行中、固定したスマホの画面を注視した場合も違反になる。

5 署長感謝状贈呈

6 警察署長謝辞

備 考	
-----	--